

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会及び
板橋区地域密着型サービス及び介護予防支援運営委員会の公募委員募集要領

平成19年4月11日	健康生きがい部長決定
平成21年4月27日	改正
平成24年4月20日	改正
平成27年4月 3日	改正
平成30年3月14日	改正
平成30年6月13日	改正
平成30年7月 5日	改正
令和 3年5月 7日	改正
令和 6年4月 4日	改正
令和 8年4月 1日	改正

1 資格

- (1) 区内在住で、40歳以上（令和6年4月1日現在）の者（過去に委員の経験がある者及び公務員・介護保険事業関係者を除く）。
- (2) 年に4～5回程度（ただし、令和8年度は7～8回程度）の会議に参加できる者。

2 募集人数

2名程度（1号被保険者1名程度、2号被保険者1名程度）

3 任期

令和6年8月から令和9年7月まで

4 募集方法

広報いたばし・区ホームページで募集する。

5 申込方法

作文「高齢者を地域で支え合うために必要なことは」（800字程度）と①住所②氏名③年齢④職業⑤電話番号⑥応募の動機⑦介護経験の有無（ある場合はその内容）⑧区のほかの会議で委員として委嘱されている場合はその旨を明記し、郵送等により申し込む。

6 選考委員会

選考委員会を設置し、公募委員を決定する。

[委員長] 健康生きがい部長

[委員] 高齢政策課長、介護保険課長、生涯活躍推進課長

7 選考方法

(1) 選考対象者の決定

- ① 申込者の氏名等を削除した作文を、委員長及び各選考委員が5段階で評価する。
- ② 各選考委員が評価した合計点の上位3名程度を選考対象とする。

(2) 公募委員の決定

選考委員会を開会し、選考対象者を総合的（区での他の会議等で委員となっている

場合を含む) に判断し、公募委員を決定する。